

船舶事故調査報告書

令和7年3月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年9月3日 12時40分ごろ
発生場所	愛媛県今治市熊口港西方沖 下小丸子島灯台から真方位057°380m付近 (概位 北緯34°13.2′ 東経133°03.6′)
事故の概要	プレジャーボート七福号は、北東進中、また、水上オートバイ銀太郎は、航行中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年9月27日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 七福号、5トン未満（長さ7.12m） 281-34737愛媛、株式会社七福ホーム B 水上オートバイ 銀太郎、0.2トン 281-42622愛媛、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊
負傷者	A なし B 負傷 1人（船長B）
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 左グリップ及び座席左側面下部に割損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 3、視界 良好 波高 約0.5m、潮汐 ほぼ高潮時、潮流 南東流約0.2ノット
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、知人5人を乗せ、B船ほかプレジャーボート2隻及び水上オートバイ5隻と共に約20km/hの対地速力で、手動操舵により北東進していた。 船長Aは、左転しようとしたとき、右舷船首至近にB船を認めた が、どうすることもできず、A船の船首部とB船の左舷部とが衝突した。 船長Aは、同じグループで航行していた船舶が、全てA船の前方を航行しているものと思い、周囲の状況を確認しておらず、右舷方にいたB船に接近していることに気付かなかった。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、遊走する目的で、A船らと共にグループで航行中、A船と衝突した。 船長Bは、両船の衝突時に負傷し、今治市内の病院に救急搬送された。 (付図1 事故発生経過概略図 参照)
分析	A船は、北東進中、船長Aが、B船を含む同じグループの他の船舶

	<p>が全てA船の前方を航行していると思い、右舷方の見張りを十分に行わなかったことから、右舷方にいたB船の接近に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、航行中、左舷方を航行していたA船と衝突したものと考えられるが、B船の運航状況及び船長Bの行動については、船長Bから必要な情報が得られなかったことから、明らかにすることができなかった。</p>
原因	<p>本事故は、A船が北東進中、B船が航行中、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、航行中、常に周囲の見張りを適切に行い、早めに接近する他船の発見に努め、衝突を避けるための措置を採ること。

付図1 事故発生経過概略図

